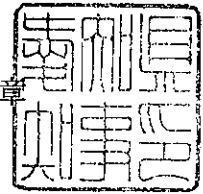


2 水大第 3 9 3 号
令和 2 年 7 月 2 7 日

愛知県環境審議会
会長 青木 清 様

愛知県知事 大村 秀 章



県民の生活環境の保全等に関する条例第 39 条第 3 項に定める
土壌汚染等対策基準の見直しについて（諮問）

県民の生活環境の保全等に関する条例（平成 1 5 年愛知県条例第 7 号。以下「条例」という。）第 39 条第 5 項において準用する第 6 条第 3 項の規定に基づき、条例第 39 条第 3 項の規則で定める基準の一部を別紙案のとおり見直すことについて貴審議会の意見を求めます。

担 当 環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ
電 話 052-954-6225（ダイヤルイン）

説 明

令和2年4月2日付けで土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「法規則」という。）の一部が改正され、カドミウム及びその化合物並びにトリクロロエチレン（以下「カドミウム等」という。）に係る土壤溶出量基準、地下水基準等（以下「法基準」という。）が見直され、令和3年4月1日に施行されます。

本県では、県民の生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）第39条第3項に基づき、規則で土壤汚染等対策基準を定めており、これまで土壤汚染等対策基準を法基準と同じ項目、同じ値として条例を運用してきました。

県内の汚染等の状況を考慮し、カドミウム等に係る土壤汚染等対策基準についても、今回見直された法基準と同じ値とすることにより、条例の適切な運用が図られると考えられます。

これらを踏まえ、カドミウム等に係る土壤汚染等対策基準を別紙案のとおり見直すことについて、貴審議会の意見を求めるものです。

別紙

土壤汚染等対策基準の一部改正（案）

別表第 16 土壤溶出量基準（第 36 条、第 37 条関係）

特定有害物質の名称	土壤溶出量基準
カドミウム及びその化合物	検液 1 リットルにつきカドミウム 0.003 ミリグラム以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下であること。

別表第 17 土壤含有量基準（第 37 条関係）

特定有害物質の名称	土壤含有量基準
カドミウム及びその化合物	土壤 1 キログラムにつきカドミウム 45 ミリグラム以下であること。

別表第 18 地下水基準（第 37 条関係）

特定有害物質の名称	地下水基準
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム 0.003 ミリグラム以下であること。
トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下であること。